

平成 28 年度社会復帰促進等事業における新規事業

- 1 過労死等援護事業実施経費

- 2 職業病予防対策の推進
(東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化)

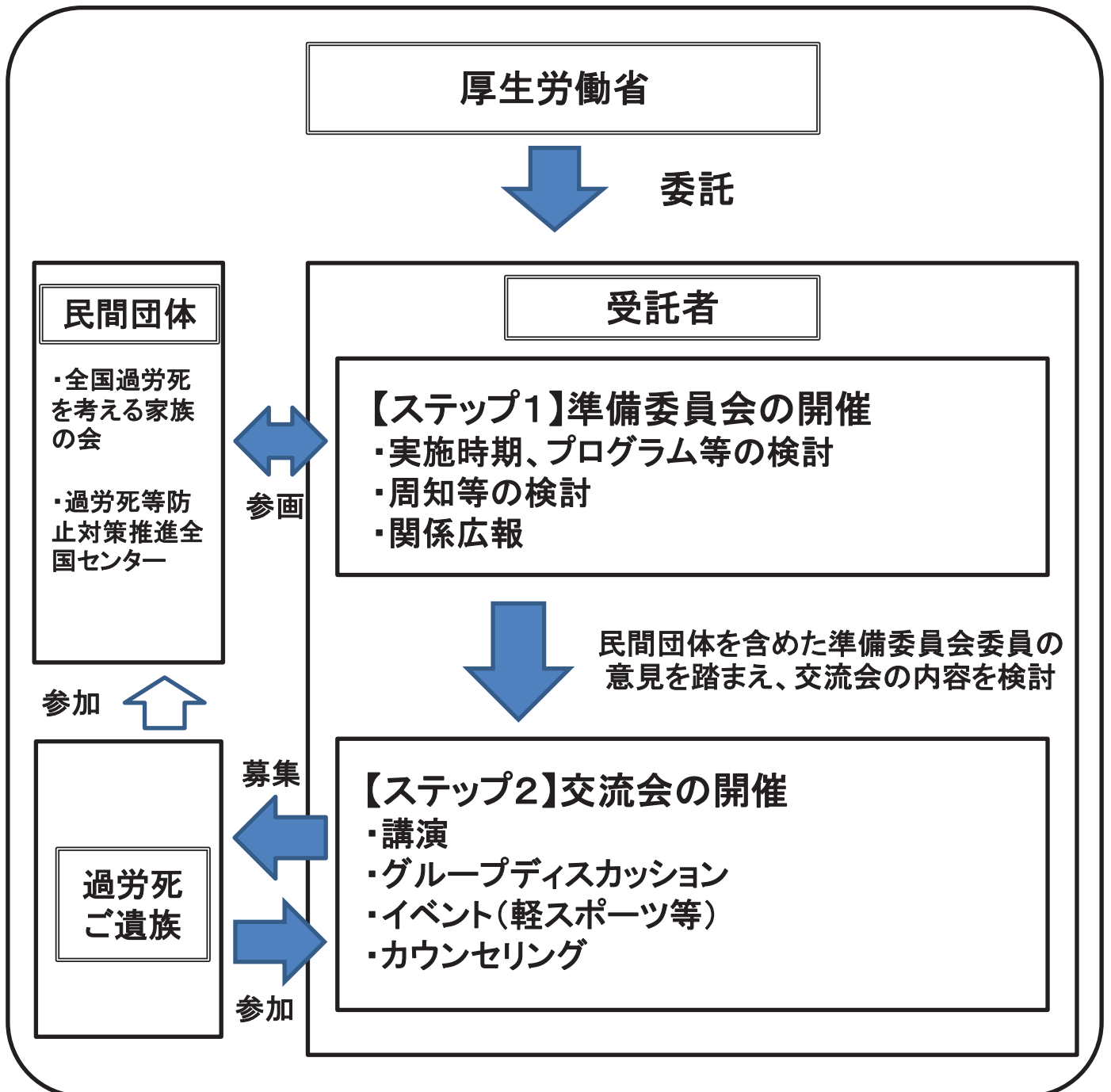
- 3 外国人技能実習機構に対する交付金

- 4 労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費

			NO. 1
事業名	過労死等援護事業実施経費	平成28年度 概算要求額	14,550(千円)
担当係	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室		
事業の別	被災労働者等援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）		
実施主体	民間業者等		
事業概要	<p>過労死等防止対策推進法第11条において国は民間団体の活動に対する支援を行うことが規定され、また、同法に基づく過労死等の防止のための対策に関する大綱においても、国が取り組む重点対策の中で、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の活動を支援する旨を記載している。例えば、過労死等の防止のための活動を行う全国過労死を考える家族の会においては、遺児が過労死家族として世間から見られる中、「パパがいないのは自分だけではない」として親子遺児交流会を実施している。このような過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。</p>		
事業の必要性	<p>平成26年に成立・施行された過労死等防止対策推進法において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされており、同法第11条に基づき、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずる必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を開催することにより、被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
平成28年度重点施策との関係	<p>3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備 (2)働き方改革の実現 ・過労死等防止対策の推進</p>		
期待される施策効果	<p>過労死等の防止について国民の認識が高まることにより、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現が期待される。</p>		
その他特記事項	—		

過労死遺児交流会開催

過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を開催する。

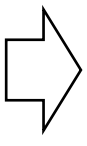


事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化)	平成28年度 概算要求額	25,586(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	受託者、厚生労働省		
事業概要	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減対策の検討、施工計画に対する助言等を行う。さらに、施工計画作成者等に対して、必要な教育を実施する。		
事業の必要性	<p>東電福島第一原発においては、汚染水処理、凍土壁設置工事等のため、今後、高線量・高汚染の場所での作業が増加する見込みであり、効果的な被ばく低減対策が求められている。</p> <p>一方、このような業務の多くは、被ばく低減措置の経験やノウハウが必ずしも十分でない建設業者などが請け負っており、また、被ばく限度に達することにより作業指揮者クラスの入替わりも激しいため、ノウハウが蓄積されにくい状況となっている。</p> <p>このため、施工計画作成者、作業指揮者等に対して必要な教育を実施するとともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減対策の検討等を行うとともに、施工計画に対して必要な助言を行う必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化を行うことで、労働者の被ばく線量が低減し、放射線障害防止が図られることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。		
平成28年度重点施策との関係	7 震災復興のための労働対策 (2) 震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保		
期待される施策効果	東電福島第一原発廃炉等作業における効果的な被ばく低減対策の検討、施工計画に対する助言、施工計画作成者や作業指揮者等に対する必要な教育の実施等を行うことで、被ばく低減対策が強化され、労働者の放射線障害防止が図られる。		
その他特記事項	-		

東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化

背景

- 今後、核燃料デブリ取り出しや使用済核燃料取り出しなど、高放射線かつ高汚染の状況下での作業が進む



より効果的かつ高度な被ばく低減対策が必要

- 建設業者は被ばく低減対策の経験・ノウハウが少ない
- 被ばく限度の関係で、施工計画(施工管理)担当者や作業指揮者クラスの入れ替わりが激しい



被ばく低減措置のノウハウが蓄積されにくい

対応

受託者

専門家チーム

- 効果的な対策の検討
 - 無人化工法、線源除去・隔離、遮蔽設備、休憩所設置
- 好事例の収集
- 好事例集・技術的資料の周知
- 施工計画作成者への助言

教育

- 施工計画作成での被ばく低減対策
 - 無人化工法、線源除去・隔離、遮蔽設備、休憩所設置
- 現場での被ばく低減対策
 - 作業時間短縮、遮蔽ベストや保護具の使用、線量測定等

周知

周知・助言

教育の実施

東京電力

発注部門
発注仕様書

発注

元請事業者

施工計画作成者

施工計画作成

施工管理

関係請負人

作業指揮者

作業者を指揮

- より効果的な被ばく低減対策が施工計画に盛り込まれる
- 現場の被ばく低減対策の適切な実施

事業名	外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に関する経費	平成28年度概算要求額	265,498(千円)
担当係	職業能力開発局海外協力課企画調整係		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	認可法人 外国人技能実習機構		
事業概要	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(以下「技能実習法案」という。)(※)が成立した場合には、本法案に基づき創設される外国人技能実習機構において、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習機構の職員(安全衛生専門役(仮称)等)による実地検査を行うとともに、専門的指導が必要な事業場に対しては、さらに専門家(安全衛生・メンタルヘルスアドバイザー)を帯同し助言指導を行う。 ・実習実施者等への助言指導に併せて、専門家が技能実習生に面談を行い、安全衛生・メンタルヘルスの状況の把握・カウンセリング等を行う。 ・母国語に翻訳した各種教材(動画形式教材、技能講習・特別教育用教材)を作成し、雇入れ時教育等の活用を推進する。 ・職種別の労働災害防止対策を取りまとめた安全衛生マニュアル等の安全衛生テキストを作成する。 ・実習実施者の担当者等を参集した安全衛生セミナーを実施する。 <p>※ 平成27年3月6日国会提出。施行期日：平成28年3月31日までの間において政令で定める日</p>		
事業の必要性	<p>技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有しているため、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要である。</p> <p>技能実習生に業務災害や通勤災害が生じた場合には、受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であり、開発途上国等の送出国との友好関係にも悪影響を与えかねない。</p> <p>このため、技能実習法案が成立した場合には、同法案の確実な施行のため、技能実習生の労働災害防止等の安全衛生確保を強化していく必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業では、事業場の安全衛生管理体制の整備等についての助言指導、母国語に翻訳した各種教材による技能実習生への安全衛生教育等を実施することとしており、「労働者の安全及び衛生の確保」に資するため、3号事業として実施していく必要がある。</p>		
平成28年度重点施策との関係	<p>4 外国人材の活用促進・国際協力 (2) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習法案が成立した場合には、法律の確実な施行を図る。 		
期待される施策効果	<p>技能実習生受入れ事業場に対し安全衛生対策の助言等を行うことにより、技能実習生の労働災害防止に資することが期待される。</p>		
その他特記事項	—		

外国人技能実習生の適正かつ円滑な推進に関する経費 (技能実習生に対する事故・疾病防止対策)

H28年度概算要求額
265,498千円

平成26年度の事業目標・実績(アウトカム)

指標	目標	実績	実績の算出根拠
技能実習1号の死傷者千人率	6.48以下	<u>7.56</u>	$\frac{\text{技能実習生1号での労働災害被災者数}(624人)}{\text{技能実習生}(1号)\text{新規入国者数}(82,516人)}$

問題点

技能実習生(1号)が急増する中、それに対応できるだけの効果的・効率的な安全衛生指導・教育のツール・仕組みが不足

- 前年比1万5千人強(22%強)増加 (H25年 67,426人 ⇒ H26年 82,516人)
- 委嘱専門家(安全衛生アドバイザー等)による巡回指導件数には限界(H26年度実績1,016件)※監理団体約2千、実習実施機関約3万
- 経験が浅く日本語能力の低い実習生にとって、**分かりやすい教材(母国語、動画形式)が不足**

新規対策

- 各種教材を**母国語に翻訳**し、雇入れ時教育等の活用を推進
 - ・ **動画形式の教材**(業務上の基本的な指示・合図や緊急指示・合図(待避指示等)の動画等)
 - ・ **技能講習・特別教育用教材**(フォークリフト、小型移動式クレーン等)
- 技能実習法案が成立した場合には、**外国人技能実習機構**において、**実地検査**を通じた**専門的助言指導**を充実
 - ・ **技能実習生等に関する直接的・集約的情報を踏まえた効果的・効率的な助言指導を展開**
(現行では厚労省が保有する情報を基本としつつ、制度所管の法務省から四半期ごとに入手する情報を可能な限り組み合わせて指導に活用)
 - ・ **委嘱専門家によるスポット的な巡回に加え、常勤職員(安全衛生専門役(仮称)等)による恒常的指導体制を構築**
(年間の助言指導件数も拡充)

※その他、職種別等の安全衛生マニュアルの作成、安全衛生セミナー(集団指導)等の事業は引き続き推進

事業名	労働条件・労働安全衛生関係相談業務の外部委託化経費	平成28年度概算要求額	357,498(千円)
担当係	労働基準局総務課総務係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間業者		
事業概要	<p>コールセンターを1か所設置し、特に労働条件・労働安全衛生に係る電話相談の多い東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の全ての労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。</p> <p>①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。</p>		
事業の必要性	<p>『「日本再興戦略」改訂2014』において働き過ぎ防止に全力で取り組むため、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業に対して、労働基準監督署における監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進めることとされ、さらに『「日本再興戦略」改訂2015』においては月100時間を超える時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導を徹底することとされている。また「過労死等防止対策推進法」が施行され、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の強化が喫緊の課題である。労働災害防止・メンタルヘルス対策の取組強化も急務であり、このような課題に取り組むため、労働基準監督官をはじめとした労働基準監督署の職員は事業場に赴き必要な指導を行うことが必要不可欠であり、職員が電話対応に追われている状況では、事業場に対する指導に費やせる時間が限られることから、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な事業である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、事業場に対する指導等の体制を強化し、労働安全衛生水準の向上を図るための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
平成28年度重点施策との関係	-		
期待される施策効果	<p>コールセンターにおいて電話対応を行うことにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することが期待される。</p>		
その他特記事項	-		

労働条件・労働安全衛生関係相談の外部委託

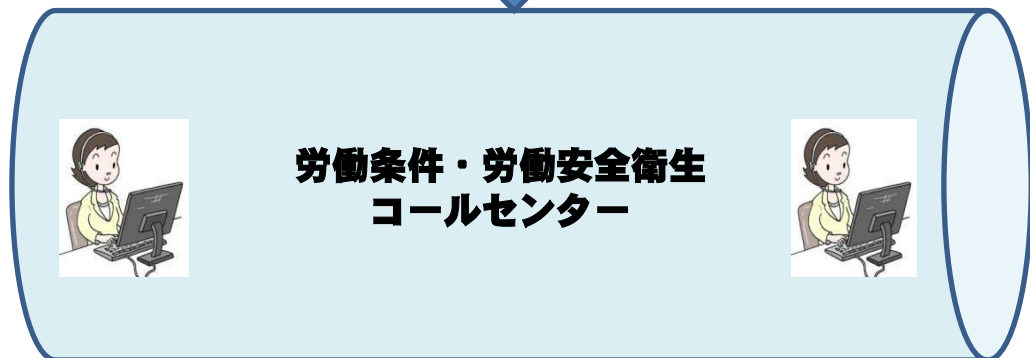
東京・愛知・大阪



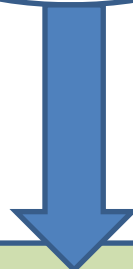
労働条件・安全衛生関係の相談等

東京局・愛知局・大阪局の
労働基準監督署

- ・署方面・監督課（ダイヤルイン）
- ・署安全衛生課（ダイヤルイン）



解決できな
い場合



監督署